

訪問看護 重要事項説明書

(2024年6月1日 現在)

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 043-231-1500 (平日午前 9 時 00 分 ~ 午後 17 時 30 分まで)

担当 菅原 志保

* ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2. 訪問看護ステーション かがやき の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	医療法人社団 明生会 訪問看護ステーション かがやき
所在地	千葉県千葉市若葉区小倉台 2-12-3
介護保険指定事業者番号	訪問看護 (千葉県 1260190124 号) ・居宅介護支援 (千葉県 1270400128 号)
サービスを提供する地域	千葉市

* 上記地域以外の方もご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

管理者 : 1名(看護師)

非常勤看護師 : 3名(看護師)

(3) サービス提供時間

平日 9:00~17:30 (祝祭日および年末年始を除く)

3. サービス内容

利用者と事業者の合意に基づくサービス計画に準じた内容となります。

4. 利用料金

(1) 利用料

介護保険から給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金(料金表)の負担者割合相当額となります。ただし、介護保険の給付の範囲を越えたサービス利用は全額自己負担となります。

* 基本料金に対して、早朝(午前6時~午前8時)・夜間(午後6時~午後10時)帯は25%増し、深夜(午後10時から午前6時)は、50%増しとなります。

* 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者利用者の訪問看護計画に定められた標準的な時間を基準とします。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、看護師がおたずねするための交通費が必要です。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡下さい。(連絡先 電話 043-231-1500)

①ご利用の前日までにご連絡いただいた場合	無 料
②ご利用の当日にご連絡いただいた場合	当該基本料金の5%
③ご利用の当日にご連絡がなかった場合	当該基本料金の10%

(4) その他

① 利用者様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用及びお風呂などの衛生材料費は、利用者様のご負担になります。

② 料金のお支払方法

毎月、10日までに前月分の請求を致しますので、20日以内にお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行します。お支払方法は、各種銀行及び郵便貯金の引落・振込・現金集金の3通りの中からご契約の際に選べます。途中での変更もお申し出ください。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。訪問看護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

* 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① 利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービス終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等、やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者様が介護保険施設等に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、要支援非該当(自立)と認定された場合(この場合、条件を変更して再度契約することができます。)
- ・利用者様がお亡くなりになった場合

・利用者様が医療機関等に入院し当事業所のサービスを3か月間ご利用がなかった場合

④ その他

・当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者様やご家族へ著しいハラスメン

ト行為が認められた場合、または当社が破産した場合、利用者様は文書もしくは口頭で解約を通知することによって、即座にサービスを終了することができます。

- ・利用者様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、または利用者様やご家族などが当社のサービス従業者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・利用者様もしくはご家族が、当事業者の従業員に対し著しいハラスメント行為が認められた場合は、文書で通知することにより即座にサービスを中断させていただく場合がございます。

6. 当社の訪問看護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

要支援・要介護状態にある方およびその家族の方が在宅での生活が安心してすごせるよう関連機関との連携を図り、援助計画に基づくサービスの提供を行います。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
看護師の変更の可否	有	変更を希望される方はお申し出下さい。
PT・OT・STの有無	無	在籍しておりません
緊急時訪問看護体制	有	別途申し込みが必要です
特別管理体制	有	別途お申し込みが必要です
ターミナルケア体制	有	必要に応じて実施します
サービスマニュアルの作成	有	基本的サービス提供マニュアルを作成しています。
その他		チームによる訪問看護を行っています。

7. 緊急時の対応方法

サービス提供中の容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医・歯科医・救急隊・親族・居宅支援事業者等へ連絡を致します。

主治医	医用機関名・担当医氏 名	
	連絡先電話番号	
ご家族	続き柄・氏 名	
	連絡先	

7. サービス内容に関する苦情

① 当社利用者様相談・苦情担当

担当：菅原 志保 電話：043-231-1500

② 当社以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村名：千葉市若葉区 担当：介護保険課 電話：043-233-8265

8. 当社の概要

名称・法人種別	医療法人社団 明生会 (医療法人)
代表者役職・氏名	理事長 田畑 祐輔
本社所在地・電話番号	千葉県東金市堀上7-3-1 電話 0475-55-3311
営業所数等	
	訪問看護 1カ所
	居宅介護支援 2カ所
	通所介護・地域密着型通所介護 2カ所
	小規模多機能型居宅介護 1カ所
	認知症対応型共同生活介護 2カ所
	特定施設入所者介護 1カ所
	医療施設 10カ所

20 年 月 日

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 千葉県千葉市若葉区小倉台2-12-3

名 称 訪問看護ステーション かがやき

説明者 氏名 菅原 志保

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問看護についての重要な事項の説明を受けました。

利用者

住 所

氏 名

(代理人)

住 所

氏 名